

農業経営基盤の強化の促進に関する
基本的な構想

令和 5年 9 月

多 良 木 町

目次

第1	農業経営基盤の強化の促進に関する目標	1
第2	農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の 類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標	4
第3	農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の 類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標	13
第4	農業を担う者の確保及び育成に関する事項	16
第5	効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標 その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項	17
第6	農業経営基盤強化促進事業に関する事項	18
第7	その他	30

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

- 1 多良木町は、熊本県南部にある人吉盆地の東部に位置し、町の中央部に広がる平坦地と北部台地を中心とした中山間地、南北両端にあたる九州山脈の支脈に囲まれた山間地の3体系に分類される。平坦地では、球磨川、百太郎溝、幸野溝が東西に伸びており、水資源に恵まれた水田地帯で、米麦を中心として、一部葉たばこが取り入れられていた。中山間地においては、畑作を中心に畜産、葉たばこ、養蚕が盛んであったし、山間地は、農林業が中心で、主に水稻が栽培されていた。

昭和42年に始まった圃場整備は、平成5年度で完了し、その間にい草、メロン等の高収益作物が次々と導入され、農業所得の向上、経営の複合化、農地の高度利用、農地の集積化が進んだ。また、北部台地を主とした畑地基盤整備計画が進められており、このような農業生産展開の基礎となる優良農地の確保を図ることを基本として、農業振興地域整備計画に即し、引き続き、農村地域の秩序ある土地利用の確保に努めるものとする。

- 2 多良木町の農業構造については、米の生産調整の実施と圃場整備で水田が区画整備されたことに伴い、野菜、花きの施設園芸、葉たばこ等の工芸作物、酪農、肉用牛の畜産の生産が伸び、水田農業の輪作体系及び、複合経営体系が確立されてきた。その傾向は、平坦地では顕著であり、中山間地は、主に畜産と果樹が伸びた。しかし、山間地は土地、気象条件から複合化が進まず、水稻中心であり、兼業化が著しく進んでいる。

近年、農業及び社会情勢の変化により、農産物の価格低迷が続き、農業を魅力ある産業としてとらえる農家が少なくなっており、それが新規就農者の減につながり、後継者不足で兼業化、離農が進んでいる。一方、本町の中核的農家は、高収益性の施設園芸を取り入れ、水稻にいくつかの部門を加えた複合経営農家がほとんどを占めるが、後継者等の不足により労働力の確保が困難になり、規模拡大ができないばかりか、規模縮小の必要性に迫られている農家が多くなっている。

こうした中で、農地の資産的保有傾向が特に高齢者に強く、安定兼業農家から規模拡大志向農家への農地の流動化はこれまで緩やかな進展で推移してきたが最近になって兼業農家の高齢化が進み、機械更新時や世代交代等を機に貸付希望農地は増加するが、前述の理由による引受農家の減少により著しい進展は望めず、山間地を中心に遊休農地が増加する傾向にある。

- 3 多良木町は、このような地域の農業構造の現状及びその見通しの下に、農業が職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものとなるよう、将来（概ね10年後）の農業経営の発展の目標を明らかにし、効率的かつ安定的な農業経営を育成することとする。

具体的な経営の指標は、多良木町及びその周辺市町村において現に成立している優良な経営の事例を踏まえつつ、農業経営の発展をめざし農業を主業とする農業者が、地域における他産業従事者並の生涯所得に相当する年間農業所得が1経営体の主たる従事者1人当たり300万円以上で、年間労働時間が従事者1人当たり2,000時間程度の水準を実現できるものとし、これらの経営が本町農業生産の相当部分を担う農業構造の確立を目指す。

- 4 多良木町は、将来の多良木町農業を担う若い農業経営者の意向その他の農業経営に関する基本的条件を考慮して、農業者又は農業に関係する団体が地域の農業の振興を図るため、自主的な努力を助長することを旨として、意欲と能力のある者が農業経営の発展をめざすに当たってこれを支援する農業経営基盤強化促進事業その他の措置を総合的に実施する。

まず、多良木町は、農業協同組合、多良木町農業委員会（以下「農業委員会」という。）、熊本県県南広域本部球磨地域振興局農林部農業普及・振興課（以下「農業普及・振興課」という。）等が十分なる相互の連携の下で濃密な指導を行うため、多良木町担い手育成総合支援協議会により、集落段階における農業の将来展望とそれを担う経営体を明確にするため徹底した話し合いを促進する。さらに、望ましい経営を目指す農業者や、その集団及びこれらの周辺農家に対して上記の多良木町担い手育成総合支援協議会が主体となって営農診断、営農改善方策の提示等を行い、地域の主業農家を中心とした意欲ある農業者が主

体性をもって自らの地域の農業の将来方向について選択判断を行うこと等により、各々の農業経営改善計画の自主的な作成や相互の連携が図られるよう誘導する。

次に、農業経営の改善による望ましい経営の育成を図るため、施設型農業については、低コスト、高品質生産と調和を図りながら、機械化、省力化技術の導入、作業環境の改善、ピーク時期の作業の外部化などにより労働時間の短縮、労働強度の軽減など、就業環境の改善を進めるとともに、経営管理の合理化や雇用労働をめぐる問題などへの適切な対応を行う。

また、併せて集約的な経営展開を推進するため、農業協同組合や農業普及・振興課と連携を図りながら、既存施設園芸の作型、品種の改善、完熟堆肥投入等の土づくりによる高収益化や新規作目の導入を推進し、新たな産地形成を図る。

土地利用型農業による発展を図ろうとする意欲的な農業者に対しては、農業委員などによる掘り起こし活動を強化して、農地の出し手と受け手に係る情報の一元的把握の下に両者を適切に結びつけて利用権設定等を進める。この場合において、農地の円滑な集積に有効な農地情報図（GIS）を利活用するとともに、農地中間管理事業等の活用による利用権設定や所有権移転の促進を図る。

また、これらの農地の流動化に関しては、多良木町の農業形態に類似した他市町村で行われているいくつかのモデル集落の集団的土地利用を範としつつ、このような土地利用調整を農用地利用改善団体等が軸として全町的に展開して集団化・連担化した条件で担い手農業者に農用地が利用集積されるよう努める。

水田農業等土地利用型農業が主である集落で、効率的かつ安定的な農業経営の育成及びこれらの経営への農用地の利用集積が遅れている集落の全てにおいて、地域での話し合いと合意形成を促進するため、農用地利用改善団体の設立を目指す。また、地域での話し合いを進めるに当たっては、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「法」という。）第12条第1項の規程による農業経営改善計画の認定を受けた農業者又は組織経営体（以下「認定農業者」という。）の経営改善に資するよう団体の構成員間の役割分担を明確化しつつ、認定農業者の育成、法人化等地域の实情に即した経営体の育成及び農用地の利用集積の方向性を具体的に明らかにするよう指導を行う。

また、地域営農組織の育成として、新たな営農組織の立ち上げや法人化を促進するとともに、既存の営農組織での、経営の多角化や組織の再編・統合といった取組ことで、収益性の高い新規作物の導入やスケールメリットを生かせる経営規模へ拡大を図る。

さらに、町内の農業生産の重要な担い手である女性農業者については、農業経営改善計画の共同申請を推進し、さらなる家族経営協定締結の推進を図るとともに、話し合いの場に女性の参加を呼びかける等、女性認定農業者の拡大と積極的な地域農業への参画を促進する。

一方で、時代の変化に対応した稼げる農業経営として、新技術を活用したスマート農業の推進による農作物の品質・収量の向上や労働力の省力化を目指す。また、地球温暖化の影響といった様々なリスクにさらされている農業経営の安定化を図るため、収入保険や品目別の価格安定制度等、経営形態に応じた適切なセーフティネットの加入を促進する。

加えて、新たな地域農業の担い手の確保・育成の観点から、農業参入を希望する個人や法人については、農業委員会、農業協同組合、土地改良区及び地域担い手育成総合支援協議会等の関係機関、関係団体と連携協力して、情報提供・技術指導等を行うこととする。

なお、中山間地域等における持続的な農業経営を実現するには、複合的な収入確保の促進に努めるとともに、小規模な兼業農家、生きがい農業を行う高齢農家、土地持ち非農家等との間で補助労働力の提供等による役割分担を明確化しつつ、地域全体としての発展に結びつくようなむらづくり活動を進める。

その他、鳥獣による作物被害により深刻な影響が経営の悪化や耕作意欲の低減につながることから、地域ぐるみの鳥獣被害対策を推進する。

よって、地域の全ての農家等にも本法その他の諸施策に基づく農業経営基盤の強化及び農業構造の再編の意義について、理解と協力を求めていくこととする。

特に法第12条の農業経営改善計画の認定制度については、本制度を望ましい経営の育成施策の中心に位置づけ、農業委員会の支援による農用地利用のこれら認定農業者への集積はもちろんのこと、その他の支援措置についても認定農業者に集中的かつ重点的に実施されるよう努めることとし、多良木町が主体となって、関係機関、関係団体にも協力を求

めつつ制度の積極的活用を図るものとする。

さらに、経営の多角化・複合化の方策として、例えば、農業者が生産だけではなく、食品加工、流通販売に関わることで、今まで第2次・第3次産業の事業者が得ていた付加価値を農業者自身が得るために、消費者への直接販売、農家レストランの経営などの6次産業化への取組や農作物のブランド化に資する支援を行うものとする。

- 5 多良木町は、多良木町担い手育成総合支援協議会において、認定農業者又は今後認定を受けようとする農業者、生産組織等を対象に、経営診断の実施、先進的技術の導入等を含む生産方式や経営管理の合理化等の経営改善方策の提示等の重点的指導を行うとともに、くまもと農業経営相談所の活用を促し、戦略的な農業経営を行う担い手の育成に努める。

なお、農業経営改善計画の期間を了する認定農業者に対しては、着実な再認定やその経営のさらなる向上に資するため、当該計画の実践結果の点検と新たな計画の作成の指導等を重点的に行う。

さらに、経営の基盤となる農地や施設等を次世代に引き継ぐための経営継承を推進するとともに、地域農業の維持、発展をけん引するトップリーダー等の人材の育成を目指す

- 6 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する目標

(1) 新規就農の現状

多良木町の令和4年の新規就農者は4人であり、過去3年間、ほぼ横ばいの状況となっているが、従来からの基幹作物である野菜、花きの施設園芸、葉たばこ等の工芸作物、酪農等の畜産の産地としての生産量の維持・拡大を図っていくため、将来にわたって地域農業の担い手を安定的かつ計画的に確保していく必要がある。

(2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に関する目標

(1)に掲げる状況を踏まえ、多良木町は青年層に農業を職業として選択してもらえよう、将来（農業経営開始から5年後）の農業経営の発展の目標を明らかにし、新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保を図っていくものとする。

ア 確保・育成すべき人数の目標

国が掲げる新規就農者の確保・定着目標や熊本県の農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針に掲げられた新たに農業経営を営む青年等の経営発展に向けた取り組みを踏まえ、多良木町においては年間3人の当該青年等の確保を目標とする。また、現在の雇用就農の受け皿となる法人を10年間で5増加させる。

イ 新たに農業経営を営もうとする青年等の労働時間・農業所得に関する数値目標

多良木町及びその周辺町村の他産業従事者や優良な農業経営の事例と均衡する年間総労働時間（主たる従事者1人当たり2,000時間程度）の水準を達成しつつ、農業経営開始から5年後には農業で生計が成り立つ年間農業所得として、主たる従事者1人当たりの年間農業所得250万円程度を目標とする。

(3) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた多良木町の取組

上記に掲げるような新たに農業経営を営もうとする青年等を育成・確保していくためには就農相談から就農、経営定着の段階まできめ細やかに支援していくことが重要である。そのため、就農希望者に対して、農地については農業委員会、農地中間管理機構及び公益財団法人熊本県農業公社（以下「農地中間管理機構等」という。）による紹介、技術・経営面については農業普及・振興課や指導農業士、球磨地域農業協同組合上球磨営農センター（以下「営農センター」という。）等が重点的な指導を行うなど、地域一体となり、総力をあげて地域の中心的な経営体へと育成し、将来的には認定農業者へと誘導していく。

さらに、小学、中学、高校生等の若い世代に農業の魅力を発信し、就農意欲を醸成する取組も進め

ていく。

第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標

第1に示したような目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の指標として、現に多良木町及び周辺市町村で展開している優良事例を踏まえつつ、多良木町における主要な営農類型についてこれを示すと次のとおりである。

1 個別経営体

① 家族経営

農業経営の現状と他産業の所得や労働時間を踏まえ、将来目標とすべきモデル的な家族経営の経営類型

- ア 目標農業所得・・・主たる従事者1人当たり300万円以上
- イ 労働時間・・・従事者1人当たり年間2,000時間程度
- ウ 自家労働・・・1経営体当たり経営者含めて従事者2～3名
- エ 雇用労働力・・・ゆとりある経営を実現するために雇用を積極的に導入

② 法人経営

家族経営の目標とすべき経営水準に達した経営体の次のステップとして規模拡大や経営の高度化による法人化の類型

- ア 所得・・・主たる従事者1人当たり300万円以上
- イ 労働時間・・・従事者1人当たり年間2,000時間程度
- ウ 雇用労働力・・・雇用労働力の導入

③ 協業経営

複数の世帯が共同で出資し、生産から生産物の販売、収支決算、収益の配分に至るまでの経営を協業で行うモデル的な経営類型。なお、組織運営体制が整った組織については、法人化や大規模法人化の経営を目指すこととする。

○ 協業経営（米＋麦＋雑穀及び露地野菜の生産加工販売）

- ア 所得・・・主たる従事者1人当たり300万円以上
(主たる従事者は8名程度)
- イ 労働時間・・・1経営体当たり16,000時間程度
- ウ 雇用労働力・・・3,500時間程度

2 経営類型

① 家族経営

経営類型	基幹作物別 生産規模	経営の特徴	主要資本装備	経営管理の方法	農業従事の態 様等
水稻(主食用米、飼 料用米等)+麦+ 大豆(+受託)	経営面積 田 1,600a 水稻 1,000a 麦 1,200a 大豆 600a	・機械化一貫体系による作業の省力化 ・ほ場の汎用化と団地化 ・疎植及び緩効性肥料施肥などの低コスト技術の導入 ・共同乾燥調製施設を利用	田植機(5条:1台) 自脱型コンバイン(5条:1台) 麦・大豆播種機(1台) 乗用管理ビークル(1台) 動力噴霧機(1台) トラクター(2台) 堆肥散布機(1台) 大豆コンバイン(生産組織) 育苗ハウス(500㎡)	・簿記記帳等の活用による経営の自己分析能力の向上 ・青色申告の実施 ・経営の体質強化のための自己資本の充実	・家族経営協定の締結 ・休日制の導入 ・給料制の導入 ・労災保険等への加入 ・労働環境の快適化のための農作業環境の改善

葉たばこ+水稲	経営面積 田 340a 葉たばこ 240a 水稲 140a 飼料用米 200a	<ul style="list-style-type: none"> ・機械化体系による大規模経営 ・高架型作業機による作業の効率化 ・わき芽抑制剤の適正使用 ・共同受委託乾燥施設利用 ・水稲の基幹作業は営農組織に委託 ・雇用労働力の活用(臨時雇用) 	<ul style="list-style-type: none"> 堆肥散布機(1台) 成畦被覆機(1台) 高架型作業機(1台) 乾燥施設(共同) トラクター(1台)
ブロッコリー +秋冬キャベツ +水稲	経営面積 田 800a ブロッコリー 200a 秋冬キャベツ 300a 水稲 480a 飼料用米 320a	<ul style="list-style-type: none"> ・ブロッコリー、秋冬キャベツと水稲の輪作体系 ・セル苗の機械移植 ・根こぶ病対策の徹底 ・作期に応じた適正品種構成 ・水稲の基幹作業は営農組織に委託 	<ul style="list-style-type: none"> トラクター(1台) セル苗移植機(1台) 動力噴霧機(1台) 運搬機(1台)
ニンジン(冬・春) +水稲	経営面積 畑 450a 田 150a 冬ニンジン 200a 春ニンジン 250a 水稲 150a	<ul style="list-style-type: none"> ・トンネル栽培 ・雇用労働力の活用(臨時雇用) ・共同選果場の利用 	<ul style="list-style-type: none"> トラクター(1台) 動力噴霧機(1台) 播種機(1台) 収穫機(1台) 洗浄機(1台) サブソイラー(1台) フロントローダー(1台)
カンショ+水稲	経営面積 畑 350a 田 150a カンショ 350a 水稲 150a	<ul style="list-style-type: none"> ・マルチ同時畝立て施肥 ・緑肥の鋤きこみ(ニューオーツ、大麦) ・天地返し ・ウイルスフリー苗 ・青果用中心の推進 	<ul style="list-style-type: none"> 貯蔵庫 育苗ハウス トラクター(1台) 畝立マルチャー(1台) 動力噴霧機(1台) つる切り機(1台) 研磨洗浄機(1台) 選別機(1台)
ショウガ	経営面積 田 90a ショウガ 60a	<ul style="list-style-type: none"> ・根茎腐敗病発生防止のため土壌消毒や排水対策、客土、防除を徹底 	<ul style="list-style-type: none"> 貯蔵庫 トラクター(1台) 動力噴霧機(1台)
ゴボウ+水稲	経営面積 田 400a ゴボウ 200a 水稲 200a	<ul style="list-style-type: none"> ・作型の分散 ・播種機の利用による省力化 ・水田での作付による障害回避 ・水稲の基幹作業は営農組織に委託 ・雇用労働力の活用(臨時雇用) 	<ul style="list-style-type: none"> トラクター(1台) ゴボウハーベスタ(1台) ルートディガー(1台) トレンチャー(1台) 堆肥散布機(1台) 洗浄機(1台)

・農繁期の雇用の確保

肉用牛繁殖	肉用牛繁殖 80頭	<ul style="list-style-type: none"> ・牛房群飼 ・分娩間隔12.5ヶ月 ・供用産次7産 ・ヘルパー利用による休日確保 ・稲WCSコントラクターの利用 ・放牧利用 	畜舎(1,200㎡) たい肥舎(291㎡) ほ乳ロボット 分娩・発情監視装置 (1セット) 作業機械一式
肉用牛一貫	肉用牛(一貫) :黒毛和種 50頭 飼料作物 200a	機械化体系による大規模一貫経営 <ul style="list-style-type: none"> ・稲作農家との連携による堆肥と稲わらの交換 	群飼連動スカンション方式 畜舎 自給飼料生産機械 一式(共同) 堆肥舎
肉牛肥育(専用種)	肥育牛 (黒毛和種)150頭 飼料作物 400a	前期3ヶ月自給飼料給与方式による大規模肥育経営 <ul style="list-style-type: none"> ・稲作農家との連携による堆肥と稲わらの交換 	群飼畜舎 自給飼料生産機械 一式(共同) 堆肥舎
酪農(つなぎ方式)	経産牛 50頭	省力型施設、機械による効率的大規模経営 <ul style="list-style-type: none"> ・搬送ポットによる省力化 ・ヘルパー利用による定休日確保 	パイプハウス、搬送ポット 自給飼料生産機械 一式(共同) 堆肥舎
肉牛肥育(交雑種)	肥育牛(交雑種 種去勢)340頭 飼料作物 400a	6ヶ月齢まで自給飼料給与方式による大規模肥育経営 <ul style="list-style-type: none"> ・稲作農家との連携による堆肥と稲わらの交換 	群飼畜舎 自給飼料生産機械 一式(共同) 堆肥舎
冬春トマト+水稻	経営面積 田 260a 冬春トマト 80a 水稻 180a	<ul style="list-style-type: none"> ・購入苗利用 ・共同選果施設利用 ・黄化葉巻病対策の徹底 ・水稻の基幹作業は営農組織に委託 ・雇用労力の活用(常時雇用) 	連棟強化型パイプハウス 内張カーテン 暖房機(4台) ハウス自動開閉装置 防虫ネット 循環扇 灌水施設
冬春ミニトマト+水稻	経営面積 田 250a 冬春ミニトマト 40a 水稻 180a	<ul style="list-style-type: none"> ・耐病性品種の導入 ・共同選果施設利用 ・水稻の基幹作業は営農組織に委託 ・雇用労力の活用(臨時雇用) 	連棟ハウス 内張カーテン 暖房機(2台) ハウス自動開閉装置 防虫ネット 循環扇 灌水施設

促成ナス+水稲	経営面積 田 260a 促成ナス 50a 水稲 180a	<ul style="list-style-type: none"> ・耐候性ハウスの導入(一部) ・購入苗の利用 ・水稲の基幹作業は営農組織に委託 ・雇用労力の活用(臨時雇用) 	<ul style="list-style-type: none"> 連棟強化型パイプハウス 暖房機(3台) ハウス自動開閉装置 防虫ネット 循環扇 灌水施設
イチゴ	経営面積 田 25a イチゴ 25a	<ul style="list-style-type: none"> ・ベンチ育苗の導入 ・共同作業(定植、ビニル張り) 	<ul style="list-style-type: none"> 連棟ハウス 暖房機(1台) ハウス自動開閉装置 予冷庫(1台) 育苗施設 灌水施設
春夏メロン(アールスメロン)+冬トマト+水稲	経営面積 田 250a 春夏メロン 60a 冬トマト 60a 水稲 150a	<ul style="list-style-type: none"> ・作期(秋冬)の分散 ・ウイルス病(退緑黄化病)対策の徹底 ・加温30a、無加温30a ・水稲の基幹作業は営農組織に委託 ・雇用労力の活用(臨時雇用) 	<ul style="list-style-type: none"> 連棟強化型パイプハウス 単棟ハウス 暖房機(5台) ハウス自動開閉装置 灌水施設
春夏メロン(アンデスメロン)+夏秋キュウリ+水稲	経営面積 田 250a 春夏メロン 80a 夏秋キュウリ 40a 水稲 160a	<ul style="list-style-type: none"> ・春夏メロン作期の分散 ・キュウリ黄化えそ病対策の徹底 ・購入苗(キュウリ)の利用 ・共同選果(キュウリ)の利用 ・水稲の基幹作業は営農組織に委託 	<ul style="list-style-type: none"> 連棟強化型パイプハウス 単棟強化型ハウス 暖房機(5台) ハウス自動開閉装置 灌水施設
冬春キュウリ+夏秋キュウリ+水稲	経営面積 田 250a 冬春キュウリ 50a 夏秋キュウリ 50a 水稲 200a	<ul style="list-style-type: none"> ・共同選果施設の利用 ・購入苗の利用 ・水稲の基幹作業は営農組織に委託 ・雇用労働力の活用(臨時雇用) 	<ul style="list-style-type: none"> 連棟強化型パイプハウス トラクター(1台) 動力噴霧機(2台) 灌水施設

夏秋ハウレンソウ＋ 水稲	経営面積 田 250a 夏秋ハウレンソウ 50a 延べ250a 水稲 150a	<ul style="list-style-type: none"> ・作型(作期)の分散 ・播種機利用による省力化 ・水稲の基幹作業は営農組織に委託 	単棟ハウス 真空播種機(1台) 灌水施設
アスパラガス＋水稲	経営面積 田 200a アスパラガス 50a 水稲 120a	<ul style="list-style-type: none"> ・フルオープンハウス(高温対策) ・自動灌水装置の利用 ・共同選果の利用 ・水稲の基幹作業は営農組織に委託 ・雇用労働力の活用(臨時雇用) 	単棟ハウス 動力噴霧機(1台) 灌水施設
なし	経営面積 140a トンネル幸水20a 幸水 20a 秋麗 10a 豊水 20a あきづき 40a 新高 30a	<ul style="list-style-type: none"> ・早生種から晩成種の組合せによる労力分散と気象災害リスクの軽減 ・防除はスピードスプレーヤーを利用 ・ジョイント仕立て導入による省力化 	なし棚(強化棚) 防風ネット 防蛾灯 スピードスプレーヤー(1台) スプリンクラー 灌水施設 動力噴霧機(1台)
施設キク(電照) ＋水稲	経営面積 田 180a キク 70a年2作 水稲 120a スイートコーン 30a	<ul style="list-style-type: none"> ・需用期出荷2作 ・家族労働2名と雇用労働力の活用(臨時雇用) ・共販(関東出荷中心) ・黄色輪キク、電照栽培 ・直挿し栽培 ・無側枝性品種導入 ・低温開花性品種導入 ・省力防除技術導入 ・日持ち性向上対策品質管理認証の取得 ・水稲の基幹作業は営農組織に委託 	強化型ハウス カーテン装置 ハウス暖房機 灌水施設 電照施設 冷蔵庫 トラクター(1台) 動力噴霧機(1台) 全自動重量選花機 管理機(1台)
トルコギキョウ	経営面積 田 60a トルコギキョウ 60a	<ul style="list-style-type: none"> ・家族労働2名と雇用労働力の活用(臨時雇用) ・共販(関東出荷中心) ・圃場芽摘み実施 ・種子冷蔵処理 ・RTF 苗技術導入 ・電照技術導入 ・燃油コスト削減管理 ・除湿対策管理 ・連作障害対策 ・日持ち性向上対策品質管理認証の取得 	強化型ハウス 育苗ハウス (冷暖房装置含む) ハウス暖房機(1台) ハウス循環扇 灌水施設 電照施設 冷蔵庫 トラクター(1台) 管理機(1台) 動力噴霧機(1台)

宿根カスミノウ+ 水稲	経営面積 田 210a 宿根カスミノウ60a 延べ 120a 水稲 120a	<ul style="list-style-type: none"> ・家族労働3名と雇用労働力の活用(臨時雇用) ・共販 ・購入苗利用 ・畦波板利用の簡易隔離ベットの利用 ・耐暑性品種導入での作型拡大 ・灌水(点滴)施設導入 ・日持ち性向上対策品質管理認証の取得 ・水稲の基幹作業は営農組織に委託 	単棟ハウス 電照施設 ハウス循環扇 隔離ベット 灌水施設 トラクター(1台) 管理機(1台) 動力噴霧機(1台)		
----------------	--	---	---	--	--

②法人経営

経営類型	基幹作物別 生産規模	経営の特徴	資本装備	経営管理の方法	農業従事の態様等
水稲(主食用米+ 飼料用米等)+麦 +大豆(+受託)	経営面積 田 3, 200a 水稲 2, 000a 麦 2, 500a 大豆 1, 200a	<ul style="list-style-type: none"> ・機械化一貫体系による大規模経営 ・ほ場の汎用化と団地化 ・品種の組合せによる作業の分散 ・疎植及び緩効性肥料施肥などの低コスト技術の導入 ・雇用労働力の活用(常時雇用、臨時雇用) 	田植機(6条)2台 自脱型コンバイン(6条)2台 麦・大豆播種機(2台) 乗用管理ビークル(2台) 動力噴霧機(2台) トラクター(3台) 堆肥散布機(2台) 大豆コンバイン(2台) 機械倉庫、農舎 育苗ハウス(1, 500㎡)	<ul style="list-style-type: none"> ・経営の自己分析能力の向上 ・青色申告の実施 ・経営の体質強化のための自己資本の充実 	<ul style="list-style-type: none"> ・休日制の導入 ・労災保険等への加入 ・社会保険への加入 ・労働環境の快適化のための農作業環境の改善 ・雇用労働力の導入
ニンジン+水稲	経営面積 畑 700a 田 700a 冬ニンジン700a 春ニンジン700a 水稲 700a	<ul style="list-style-type: none"> ・機械化一貫体系による作業の省力化 ・ほ場の汎用化と団地化 ・疎植及び緩効性肥料施肥などの低コスト技術の導入 ・雇用労働力の活用(常雇用、臨時雇用) ・選果場整備 	トラクター(1台) 動力噴霧機(1台) 播種機(1台) 収穫機(1台) サブソイラー(1台) フロントローダー(1台)		
酪農	酪農 経産牛200頭	<ul style="list-style-type: none"> ・搾乳ロボット導入による省力化 ・コントラクター利用による自給飼料生産 ・TMRセンターの発酵TMR 利用 ・分娩間隔13. 5ヶ月 ・経産牛1頭当たり産乳量10, 400kg ・雇用労働力の活用(常時雇用) 	フリーバーン牛舎(3, 000㎡) ミルキングパーラー(250㎡) 自給飼料生産機械(一式) 堆肥舎(2, 800㎡) 搾乳ロボット(2基) 分娩・発情監視装置(1セット) 作業機械一式		

養豚	母豚 300頭	<ul style="list-style-type: none"> 一貫経営 農場HACCP認証農場 繁殖豚舎(ストール、高床式) 肥育豚舎(スノコ式、スクレパー利用) 1頭当たり出荷頭数25頭 系統豚利用 供用年雌3年(7産) 雄2年 雇用労働力の利用(常雇用) 	繁殖豚舎(1,600㎡) 肥育豚舎(2,100㎡) 堆肥舎(840㎡) 浄化処理施設 (600立米) 作業機械一式
肉用牛肥育	肉用牛肥育 300頭	<ul style="list-style-type: none"> 稲 WCS、稲わら収穫コントラクター利用 肥育期間18ヶ月 枝肉重量490kg(枝肉歩留66%) A4等級以上枝肉割合60%以上 雇用労働力の活用(常時雇用) 	肥育牛舎(3,000㎡) 堆肥舎(1,400㎡) 作業機械一式
肉用牛一貫	肉用牛一貫 繁殖100頭	<ul style="list-style-type: none"> 牛房群飼 分娩間隔12.5ヶ月 供用産次7産 肥育期間18ヶ月 離乳56日、去勢4ヶ月 稲WCS、稲わら収集コントラクター利用 放牧利用 雇用労働力の活用(常時雇用) 	繁殖牛舎(800㎡) 育成牛舎(124㎡) 肥育牛舎(1,200㎡) 堆肥舎(1,000㎡) 分娩・発情監視装置 (1セット) 作業機械一式
冬春トマト	経営面積 田 120a 冬春トマト 120a	<ul style="list-style-type: none"> 訪花昆虫の利用 施設用地の集積 雇用労働力の活用 (常時雇用、臨時雇用) 生産工程管理の徹底(GAP) 	ビニル(一部耐候性) ハウス 内張カーテン 暖房機(4台) ハウス自動開閉装置 防虫ネット 堆肥舎(50㎡) トラクター(1台) 灌水施設
イチゴ	経営面積 田 60a イチゴ 60a	<ul style="list-style-type: none"> 自家労力4名 ベンチ育苗の導入 共同作業(定植、ビニル張り) 定植時期の分散 雇用労働力の活用(臨時雇用) 	連棟ハウス 暖房機(3台) ハウス自動開閉装置 予冷庫 育苗施設 灌水施設

③ 協業経営体

ア 協業経営

経営類型	基幹作物別 生産規模	経営の特徴	資本装備	経営管理の方法	農業従事の態様等
水稲+麦 +(雑穀類及び露地 野菜の生産加工販 売)	水稲 1,500a 麦 2,000a 雑穀類 980a 露地野菜400a の生産加工販売	<ul style="list-style-type: none"> ・機械化一貫体系による大規模経営 ・効率的な機械化体系 ・ほ場の汎用化と団地化 ・多品種、多様な栽培法による作期の延長 ・低コスト技術の導入 	田植機(5条)2台 自脱型(4条)2台 麦播種機 1台 乗用管理ビークル1台 グームスプレー1台 トラクター2台 マニュアルプレッダー1台 機械倉庫、農舎 育苗ハウス	<ul style="list-style-type: none"> ・簿記記帳等の活用による経営の自己分析能力の向上 ・青色申告の実施 ・経営の体質強化のための自己資本の充実 	<ul style="list-style-type: none"> ・休日制の導入 ・労災保険等への加入 ・社会保険への加入 ・労働環境の快適化のための農作業環境の改善 ・雇用労働力の導入

イ 法人経営

経営類型	基幹作物別 生産規模	経営の特徴	資本装備	経営管理の方法	農業従事の態様等
水稲(主食用米、飼 料用米等)+麦+大 豆(+受託)	経営面積 田 4,800a 水稲 3,000a 麦 3,700a 大豆 1,800a	<ul style="list-style-type: none"> ・機械化一貫体系による作業の省力・低コスト営農 ・品種の組合せによる作期調整 ・疎植及び緩効性肥料施肥などの低コスト技術の導入 ・専任オペレーター体制 	田植機(6条)2台 自脱型コンバイン(4条)2台 麦・大豆播種機(2台) 乗用管理ビークル(2台) 動力噴霧機(2台) トラクター(2台) 堆肥散布機(2台) 大豆コンバイン(1台) 育苗ハウス (1,500㎡)	<ul style="list-style-type: none"> ・経営の自己分析能力の向上 ・青色申告の実施 ・経営の体質強化のための自己資本の充実 	<ul style="list-style-type: none"> ・休日制の導入 ・労災保険等への加入 ・社会保険への加入 ・労働環境の快適化のための農作業環境の改善 ・雇用労働力の導入

ウ 大規模法人経営(広域農場)

経営類型	基幹作物別 生産規模	経営の特徴	資本装備	経営管理の方法	農業従事の態様等
水稲(主食用米、飼 料用米等)+麦+大 豆(+受託)	経営面積 田 100ha 水稲 60ha 麦 78ha 大豆 40ha	<ul style="list-style-type: none"> ・品種の組み合わせによる作期分散 ・大型機械化体系による作業の効率化 ・ブロックローテーションによる作業の効率化 ・水稲の一部直播(裏作が大麦作付の場合)や疎植栽培の組み合わせ 	トラクター(4台) 田植機(5台) 乗用管理ビークル(5台) コンバイン(4台) 播種機(育苗用)(2台) 麦・大豆播種機(3台) 堆肥散布機(3台) レーザーレベル (装置一式) 育苗ハウス (2,000㎡)	<ul style="list-style-type: none"> ・経営の自己分析能力の向上 ・青色申告の実施 ・経営の体質強化のための自己資本の充実 	<ul style="list-style-type: none"> ・休日制の導入 ・労災保険等への加入 ・社会保険への加入 ・労働環境の快適化のための農作業環境の改善 ・雇用労働力の導入

<p>水稻(主食用米、飼料用米等) + 麦 + 大豆(+受託) +高収益作物(たまねぎ)</p>	<p>経営面積 田 100ha 水 稻 60ha 麦 85ha 大 豆 40ha たまねぎ 15ha</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・品種の組み合わせによる作期分散 ・大型機械化体系による作業の効率化 ・ブロックローテーションによる作業の効率化 ・水稻の一部直播(裏作が大麦作付の場合)や疎植栽培の組み合わせ ・経営力の強化に向けた経営の多角化(露地野菜)の導入 	<p>トラクター (4台) 田植機 (5台) 乗用管理ビークル (5台) コンバイン (4台) 播種機(育苗用) (2台) 麦・大豆播種機 (3台) 堆肥散布機 (3台) レーザーレベラー (装置一式) 育苗ハウス (2,000㎡) 播種機 (1台) 移植機 (2台) 堀取機 (1台) 乾燥機 (2台) 低温庫 (1台) ハーベスター (2台)</p>	
--	--	---	---	--

第3 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標

第1に示したような目標を可能とする農業経営の指標として、現に多良木町及び周辺市町村で展開している優良事例を踏まえつつ、多良木町における主要な営農類型についてこれを示すと次のとおりである。

営農類型	経営規模	生産方式	資本装備	経営管理の方法	農業従事の態様等
水稻+麦+大豆	経営面積 田 550a 水稻 200a 麦 350a 大豆 350a	<ul style="list-style-type: none"> ・機械化一貫体系による作業の省力化 ・無人ヘリによる防除(委託) ・耕畜連携(麦わら・堆肥交換)による土づくり ・ほ場の汎用化と団地化 ・疎植及び緩効堆肥撒布などの低コスト技術の導入 ・自家労働力中心 ・大豆収穫は営農組織に委託 	田植機(4条)1台 自脱型コンバイン(4条)1台 麦・大豆播種機1台 動力噴霧機 1台 トラクター1台	<ul style="list-style-type: none"> ・簿記記帳等の活用による経営の自己分析能力の向上 ・青色申告の実施 ・経営の体質強化のための自己資本の充実 	<ul style="list-style-type: none"> ・労災保険等への加入 ・労働環境の快適化のための農作業環境の改善 ・農繁期の臨時雇用の確保
葉たばこ+水稻	経営面積 田 170a 葉たばこ 110a 水稻 60a	<ul style="list-style-type: none"> ・高架型作業機による作業の効率化 ・わき芽抑制剤の適正使用 ・水稻の基幹作業は営農組織に委託 ・稲つらと堆肥交換(畜産農家が無料で堆肥散布) 	堆肥散布機1台 成畦被覆機1台 高架型作業機1台 乾燥施設1式 トラクター1台		
ブロッコリー+水稻	経営面積 田 200a ブロッコリー 200a 水稻 200a	<ul style="list-style-type: none"> ・ブロッコリーと水稻の輪作体系 ・雇用労働力の活用(臨時雇用) ・圃場の排水性の確保 ・雇用労働力の活用(臨時雇用) 	育苗ハウス移植機1台 トラクター1台 ブームスプレイヤー1台		
ニンジン(冬・春)+水稻	経営面積 畑 150a 冬ニンジン75a 春ニンジン75a 水稻 75a	<ul style="list-style-type: none"> ・春ニンジンは、マルチ栽培+トンネル栽培 ・雇用労働力の活用(臨時雇用) ・春ニンジンと水稻、冬ニンジンの輪作体系 	トラクター1台 マルチャー1台 掘り取り機1台 収穫機1台 田植機(4条)1台 自脱型コンバイン(4条)1台 動力噴霧機(ブームスプレイヤーも検討)		
かんしょ	経営面積 畑 140a かんしょ 140a	<ul style="list-style-type: none"> ・マルチ同時畝立て施肥 ・縞縞の鋤きこみ(ニューオーツ、大麦) ・ウイルスフリー苗 ・青果用中心の推進 ・貯蔵後、順次出荷 	貯蔵庫 育苗ハウス トラクター(1台) 畝立マルチャー(1台) 動力噴霧機(ブームスプレイヤーも検討) つる切り機(1台) 収穫機(1台) 貯蔵庫 洗浄機(1台) 選別機(1台)		

しょうが	経営面積 田 15a しょうが 15a	<ul style="list-style-type: none"> 根腐れ病発生防止のため土壌消毒や排水対策、客土、防除を徹底 貯蔵後、順次出荷 	トラクター (1台) 動力噴霧機 (1台) 管理機 (1台) 貯蔵庫
ゴボウ+水稻	経営面積 田 70a ゴボウ 70a 水稻 70a	<ul style="list-style-type: none"> ゴボウと水田の輪作体系 稲つらと圃場交換 (畜産農家が無料で堆肥散布) 播種機の利用による省力化 水田での作付による障害回避 水稻の基幹作業は営農組織に委託 雇用労働力の活用 (臨時雇用) 	トレンチャー (1台) トラクター (1台) ゴボウハーベスタ (1台) ルートディガー (1台) 堆肥散布機 (1台) 洗浄機 (1台) 動力噴霧機 (1台)
肉用牛繁殖	繁殖牛 20頭	<ul style="list-style-type: none"> 牛房群飼 分娩間隔12.5ヶ月 供用産次7産 	群飼連動スタンション 畜舎150 (施設パaddock利用) 堆肥舎58㎡
冬春トマト	経営面積 田 17a 冬春トマト 17a	<ul style="list-style-type: none"> 黄化葉巻病対策の徹底 共同選果施設利用 	連棟ハウス トラクター 内張カーテン 暖房機 ハウス自動開閉装置 防虫ネット 循環扇 灌水装置
冬春ミニトマト	経営面積 田 12a 冬春ミニトマト 12a	<ul style="list-style-type: none"> 黄化葉巻病対策の徹底 共同選果施設利用 	連棟ハウス トラクター 内張カーテン 暖房機 ハウス自動開閉装置 防虫ネット 循環扇 灌水施設
促成ナス	経営面積 田 14a 促成ナス 14a	<ul style="list-style-type: none"> 共同選果施設利用 	連棟ハウス トラクター 内張カーテン 暖房機 ハウス自動開閉装置 防虫ネット 循環扇 灌水施設
イチゴ	経営面積 田 15a イチゴ 15a	<ul style="list-style-type: none"> ベンチ育苗 パック詰め作業 	連棟ハウス トラクター 暖房機 ハウス自動開閉装置 防虫ネット 循環扇 灌水施設 予冷庫 育苗施設

春夏スイカ+ 夏秋キュウリ	経営面積 田 19a 春夏スイカ 19a 夏秋キュウリ 19a	・ウイルス病 (緑黄化病) 対策の徹底 ・春夏スイカと夏秋キュウリの輪作体系	連棟ハウス トラクター 内張カーテン 暖房機 ハウス自動開閉装置 防虫ネット 循環扇 灌水装置
春夏メロン+ 夏秋キュウリ	経営面積 田 20a 春夏メロン 20a 夏秋キュウリ 20a	・ウイルス病 (緑黄化病) 対策の徹底 ・春夏メロンと夏秋キュウリの輪作体系	連棟ハウス トラクター 内張カーテン 暖房機 ハウス自動開閉装置 防虫ネット 循環扇 灌水装置
春夏メロン+ 抑制トマト	経営面積 田 21a 春夏メロン 21a 抑制トマト 21a	・抑制トマトと春夏メロンの輪作体系 ・黄化葉巻病対策の徹底	連棟ハウス トラクター 内張カーテン 防虫ネット 循環扇 暖房機 1 台 ハウス自動開閉装置 灌水施設
冬春キュウリ	経営面積 田 20a 冬春キュウリ 20a	・共同選果施設の利用 ・購入苗の利用 ・雇用労働力の活用 (臨時雇用)	連棟強化型パイプハウス トラクター 1 台 動力噴霧機 1 台 灌水施設 内張カーテン 防虫ネット 循環扇
アスパラガス	経営面積 田 18a アスパラガス 18a	・自動灌水装置の利用 ・共同選果の利用	単棟ハウス 動力噴霧機 1 台 灌水装置 管理機
なし	経営面積 90a 幸水 20a 豊水 20a あきづき 20a 新高 30a	・早生種から晩成種の組合せによる労力分散と 気象災害リスクの軽減	なし棚 (強化棚) 防風ネット 防蛾灯 スプリンクラー灌水施設 スピードスプレイヤー運搬車
トルコギキョウ	経営面積 田 40a トルコギキョウ ・秋冬季出荷 40a	・共同育苗 ・初期蒸し込み栽培による燃油コスト削減 ・防湿対策技術の導入 ・適正な植栽密度による品質確保 ・鮮度保持輸送技術の導入 ・雇用労働力の活用 (臨時雇用)	連棟ハウス・暖房機 管理機 1 台 動力噴霧機 1 台 防虫ネット・循環扇 電照施設一式 灌水装置 ハウス自動開閉装置 トラクター

第4 農業を担う者の確保及び育成に関する事項

1 農業を担う者の確保及び育成の考え方

本町農業が持続的に発展していくためには、特色ある優れた品質の農畜産物を安定的に生産し、本町農業の維持・発展に必要な効率的かつ安定的な経営を育成するため、生産方式の高度化や経営管理の合理化に対応した高い技術を有した人材の確保・育成に取り組む必要がある。このため、認定農業者制度、認定新規就農者制度及びそれらの認定を受けた者に対する各種支援制度を活用するとともに、熊本県農業経営・就農支援センター、熊本県農業普及・振興課、農業協同組合等と連携して研修・指導や相談対応等に取り組む。

また、次世代の農業を担う人材を確保するため、新たに就農をしようとする成年等に対する就農情報の提供、農地・農業用機械の取得、先進的な法人経営等での実践的研修の実施、青年等就農計画の認定・フォローアップ、認定新規就農者向けの支援策の積極的な活用の推進、認定農業者への移行に向けた経営発展のための支援等を行う。

さらに、農業従事者の安定確保を図るため、農業従事の態様等の改善、家族経営協定締結による就業制、休日制、ヘルパー制度の導入、高齢者及び非農家等の労働力の活用等に取り組む。

加えて、本町農業の将来を担う幅広い人材の確保に向け、職業としての農業の魅力等を発信するとともに、雇用されて農業に従事する者、定年退職後に農業に従事する者、他の仕事とともに農業に従事する者など農業生産に関わる多様な人材に対して、地域に定着し活躍できるよう必要な情報の提供、相談体制の整備等の支援を行う。

2 町が主体的に行う取組

本町は、新たに農業経営を営もうとする青年等や農業を担う多様な人材の確保に向けて、熊本県農業普及・振興課や農業協同組合など関係機関と連携して、就農等希望者に対する情報提供、農業技術・農業経営に要する知識習得に向けた研修の実施や研修農場の整備、必要となる農用地等や農業用機械等のあっせん・確保、資金調達のサポートを行う。

また、就農後の定着に向けて、販路確保や営農面など、必要となるサポートを行う。

これらのサポートを県、町、農業委員会、農業協同組合等の関係団体が連携して、農業を担う者の受入から定着まで必要となるサポートを実施できる体制を充実させる。

さらに、新規就農者等が地域内で孤立することがないように配慮し、地域農業を担う者として当該者を育成するときは、必要に応じて、協議の場への参加や地域計画の修正等の措置を講じる。

町は、新たに農業経営を始めようとする青年等が、本構想に基づく青年等就農計画を作成し、青年等就農資金、経営体育成支援事業等の国による支援策や県による新規就農関連の支援策を効果的に活用しながら、確実な定着、経営発展できるよう必要となるフォローアップを行うとともに、青年等就農計画の達成が見込まれる者に対しては、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。

3 関係機関との連携・役割分担の考え方

多良木町は、県、農業委員会、農業協同組合、農業教育機関等の関係機関と連携しつつ、町が全体的な管理・推進を行いながら、就農等希望者への情報提供や相談対応、研修の実施、農用地や農業用機械等のあっせん・確保、就農後の定着に向けたサポート等を以下の役割分担により実施する。

① 熊本県農業会議、熊本県農地中間管理機構、農業委員会は、新たに農業経営を開始しようとする者に対して、農地等に関する相談対応、農地等に関する情報の提供、農地等の紹介・あっせん等を行う。

② 個々の集落（地域計画の作成区域）では、農業を担う者を受け入れるための地域の雰囲気づくり、コミュニティづくりを行う。

4 就農等希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供

本町は、県、農業委員会、農業協同組合等と連携して、区域内における作付け品目毎の就農受入体制、研修内容、就農後の農業経営・収入・生活のイメージ等、就農等希望者が必要とする情報を収集・整理し、県及び熊本農業経営・就農支援センターへ情報提供する。

農業を担う者の確保のため、農業協同組合等の関係機関と連携して、経営の移譲を希望する農業者の情報を積極的に把握するよう努め、町の区域内において後継者がいない場合は、県及びくまもと農業経営継承支援センター等の関係機関へ情報提供する。さらに、新たに農業経営を開始しようとする者が円滑に移譲を受けられるよう熊本農業経営・就農支援センター、熊本県農地中間管理機構、農業委員会等の関係機関と連携して、円滑な継承に向けて必要なサポートを行う。

第5 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標

上記第2に掲げるこれらの効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標を将来の地域における農用地の利用に占める面積のシェア及び面的集積の目標として示すと、次に掲げる程度である。

- 効率的かつ安定的な農業経営が地域における農用地の利用に占める面積のシェア及び面的集積の目標

効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積のシェア及び面的集積の目標	備考
面積のシェア：80%	

(注) 1 「効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積のシェアの目標」は、個別経営体、組織経営体の地域における農用地利用（基幹的農作業（水稲については耕起、代かき、田植え、収穫、その他の作目については耕起、播種、収穫及びこれらに準ずる作業）を3作業以上実施している農作業受託の面積を含む。）面積のシェアの目標である。

(注) 2 目標年次は令和11年度とする。

2 その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

(1) 農用地の利用状況及び営農活動の実態等の現状

多良木町では、水稲・麦・大豆を主体とする土地利用型農業を展開し、葉たばこ、施設園芸、畜産等を組み合わせた複合経営が主流となっている。認定農業者等を中心とした担い手への農地の利用集積が進んできているが、担い手ごとの経営農地は比較的分散傾向にあり、農作業の効率化等が図られず、担い手のさらなる規模拡大が停滞している。

また、小規模な稲作を主とする兼業農家も多く、一部の農作業については受委託が行われているものの、農地の資産的保有傾向が強いため利用集積が進んでいないことに加え、近年の農産物価格低迷による意欲減退や農業経営の継承が円滑に行われなかったこと等により、耕作放棄地が増加し問題となっている。

(2) 今後の農地利用等の見通し及び将来の農地利用のビジョン

多良木町では、今後10年でさらに農業従事者の高齢化等が進み、このような農地所有者からの農地の貸付等の意向が強まることが予測され、受け手となる担い手への農地の利用集積を円滑に進めるためには、担い手の経営農地を面的に集積し、農作業の効率化等を図ることによって農地の引受能力を高め、さらなる規模拡大と経営改善を支援することが必要である。

また、小規模兼業農家が多い地区や山間部では、将来の農地の引き受け手となる担い手がないため、このまま推移すれば農地の荒廃化が進み、地域の環境悪化を招くことから、集落単位で将来に向けた話し合いを行い、地域全体で農地を保全・活用する方法を検討するなど、集落ぐるみの営農活動の構築が必要である。

(3) 農地利用ビジョン実現に向けた取組方針及び関係機関・団体との連携等

多良木町の農地利用のビジョン実現を図るため、地域計画の策定を通じ町内をいくつかの区域に分け、計画的に集落内の話し合いによる合意形成を促すとともに、農地中間管理事業を活用して、担い手への農地集積を推進する。

また、地域の実情に応じて、国・県の各種補助金を積極的に活用し、基盤整備事業を含む農地流動化施策を実施する。

このため、関係機関等との間で農地に係る情報の共有化を進めるとともに、町関係各課、農業委員会、農業協同組合、土地改良区及び地域担い手育成総合支援協議会等による連携体制を整備する。

第6 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

多良木町は、熊本県が策定した「農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」の第5「効率的かつ安定的な農業経営を育成するために必要な事項」の農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項に定められた方向に即しつつ、多良木町農業の地域特性である、複合経営を中心とした多様な農業生産の展開や兼業化の著しい進行などの特徴を十分踏まえて、以下の方針に沿って農業経営基盤強化促進事業に積極的に取り組む。

多良木町は、農業経営基盤強化促進事業として、次に掲げる事業を行う。

- ① 農業経営基盤強化促進法（以下、「法」という。）第18条第1項の協議の場の設置の方法、法第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準その他法第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項
- ② 利用権設定等促進事業
- ③ 農地中間管理事業及び農地中間管理機構が行う特例事業
- ④ 農用地利用改善事業の実施を促進する事業
- ⑤ 委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業
- ⑥ 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保を促進する事業
- ⑦ その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業

これらの各事業については、各地域の特性を踏まえてそれぞれの地域で重点的に実施するものとする。

ア 平坦地ほ場整備完了地区においては、ほ場区画の大型化による高能率な生産基盤条件の形成を活かすため、利用権設定等促進事業を重点的に実施する。特に、換地と一体的な利用権設定を推進し、土地改良区の主体的な取組によって担い手が連担的な条件下で効率的な生産が行えるよう努める。

イ 中山間地域の北部地区においては、特に農用地利用改善事業を重点的に推進し、農用地利用改善団体の活動を活発化する。このことによって、担い手不足の下で多発している遊休農地の解消に努める。

さらに、多良木町は、農用地利用改善団体に対して特定農業法人制度及び特定農業団体制度についての啓発に努め、必要に応じ、農用地利用改善団体が特定農業法人制度及び特定農業団体制度に取り組めるよう指導、助言を行う。

以下、各個別事業ごとに述べる。

1 法第18条第1項の協議の場の設置の方法、法第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準その他法第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項

(1) 法第18条第1項の協議の場の設置の方法

①協議の場の開催時期

幅広い農業者の参画を図るため、協議の場を設置する区域ごとに、農業委員、農地利用最適化推進委員などと開催時期を協議し設定する。

②開催に係る情報提供の方法

開催に当たっては、市町村の公報への掲載やインターネットの利用等に加え、他の農業関係の集まりを積極的に活用し周知を図る。

③参加者

農業者、町、農業委員、農地利用最適化推進委員、農業協同組合、農地中間管理機構、県、その他の関係者とする。

④協議すべき事項

協議の場において、地域の中心となる農用地の出し手及び受け手の意向が反映されるように調整を行う。

⑤相談窓口の設置

協議の場の参加者等から協議事項に係る問い合わせへの対応を行うための窓口を産業振興課に設置する。

(2) 法第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準

地域計画は、農業上の利用が行われる農用地等の区域について定める。同区域については、大字単位を基本とし、農業振興地域内の農用地等が含まれるように設定し、農業上の利用が見込めず、農用地として維持することが困難な農用地については、粗放的な利用等も検討し、農用地の保全等を図る。

(3) その他法第4条第3項第1号に掲げる事業（地域計画推進事業）に関する事項

本町は、地域計画の策定に当たって、県・農業委員会・農地中間管理機構・農業協同組合等の関係団体と連携しながら、協議の場の設置から地域計画の公表に至るまで、適切な進捗管理を行い、地域計画に基づいて利用権の設定等が行われているか進捗管理を毎年実施する。

2 利用権設定等促進事業に関する事項

(1) 利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件

- ① 耕作又は養畜の事業を行う個人（農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）の第1条の規定による改正前の農業経営基盤強化促進法（以下「旧法」という。）第18条第2項第6号に定める利用権設定等を受けた後に行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められない者（以下「農地所有適格法人以外の法人等」という。）を除く）又は農地所有適格法人（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項に規定する農地所有適格法人をいう。）が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、次に掲げる場合に応じてそれぞれ定めるところによる。

ア 農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合、次の（ア）から（オ）までに掲げる要件のすべて（農地所有適格法人にあっては、（ア）、（エ）及び（オ）

に掲げる要件のすべて)を備えること。

- (ア) 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地(開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。)のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。
- (イ) 耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。
- (ウ) その者が農業によって自立しようとする意欲と能力を有すると認められること。
- (エ) その者の農業経営に主として従事すると認められる青壮年の農業従事者(農地所有適格法人にあっては、常時従事者たる構成員をいう。)がいるものとする。
- (オ) 所有権の移転を受ける場合は、上記(ア)から(エ)までに掲げる要件のほか、借入者が当該借入地につき所有権を取得する場合、農地の集団化を図るために必要な場合、又は近い将来農業後継者が確保できることとなることが確実である等特別な事情がある場合を除き、農地移動適正化あっせん譲受け等候補者名簿に登録されている者であること。

イ 混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その者が利用権の設定等を受ける土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができるものと認められること。

ウ 農業用施設用地(開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。)として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その土地を効率的に利用することができるものと認められること。

② 農用地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者が利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を行う場合において、当該者が前項のアの(ア)及び(イ)に掲げる要件(農地所有適格法人にあっては、(ア)に掲げる要件)を備えているときは、前項の規定にかかわらず、その者は、概ね利用権の設定等を行う農用地の面積の合計の範囲内で利用権の設定等を受けることができるものとする。

③ 農業協同組合法(昭和22年法律第132号)第10条第2項に規定する事業を行う農業協同組合又は農業協同組合連合会が当該事業の実施によって利用権の設定を受ける場合、同法第11条の50第1項第1号に掲げる場合において農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用権の設定又は移転を受ける場合、法第7条に規定する特例事業及び農地中間管理事業の推進に関する法律第2条第3項に規定する農地中間管理事業を行う農地中間管理機構等、独立行政法人農業者年金基金法(平成14年法律第127号)附則第6条第1項第2号に掲げる業務を実施する独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を受け、若しくは農地中間管理機構等、独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を行う場合には、これらの者が当該事業又は業務の実施に関し定めるところによる。

④ 農地所有適格法人以外の法人等が賃借権又は使用貸借による権利の設定を受ける場合は、次に掲げる要件のすべてを備えるものとする。

ア 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地(開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。)のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

イ その者が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。

ウ その者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のうち一人以上の者が、その法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められること。

⑤ 農地所有適格法人の組合員、社員又は株主（農地法第2条第3項第2号イからチに掲げる者に限る。）が、利用権設定等促進事業の実施により、当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行うため利用権の設定等を行う場合は、①の規定にかかわらず利用権の設定等を受けることができるものとする。

ただし、利用権を受けた土地のすべてについて当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行い、かつ、これら二つの利用権の設定等が同一の農用地利用集積計画において行われる場合に限るものとする。

⑥ ①から⑤に定める場合のほか、利用権の設定等を受ける者が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、別紙1のとおりとする。

（2）利用権の設定等の内容

利用権設定等促進事業の実施により、設定（又は移転）される利用権の存続（又は残存期間）の基準、借賃の算定基準及び支払い（持分の付与を含む。以下同じ。）の方法、農業経営の受委託の場合の損益の算定基準及び決済の方法その他利用権の条件並びに移転される所有権の移転の対価（現物出資に伴い付与される持分を含む。以下同じ。）の算定基準及び支払いの方法並びに所有権の移転の時期は、別紙2のとおりとする。

（3）開発を伴う場合の措置

① 多良木町は、開発して農用地又は農業施設用地とすることが適当な土地についての利用権の設定等を内容とする農用地利用集積計画の作成に当たっては、その利用権の設定等を受ける者（地方公共団体及び農地中間管理機構等を除く。）から旧法の基本要綱（平成24年5月31日付け24経営第564号農林水産省経営局長通知。改正 令和4年4月1日付け3経営第3217号。以下「旧基本要綱」という。）様式第7号に定める様式による開発事業計画を提出させる。

② 多良木町は、①の開発事業計画が提出された場合において、次に掲げる要件に適合すると認めるときに農用地利用集積計画の手続きを進める。

ア 当該開発事業の実施が確実であること。

イ 当該開発事業の実施に当たり農地転用を伴う場合には、農地転用の許可の基準に従って許可し得るものであること。

ウ 当該開発事業の実施に当たり農用地区域内の開発行為を伴う場合には、開発行為の許可基準に従って許可し得るものであること。

（4）農用地利用集積計画の策定期間

① 多良木町は、法第6条の規定による基本構想の承認後必要があると認めるときは、遅滞なく農用地利用集積計画を定める（附則第2条によりみなされる場合は不要）。

② 多良木町は、（5）の申出その他の状況から農用地の農業上の利用の集積を図るため必要があると認めるときは、その都度、農用地利用集積計画を定める。

③ 多良木町は、農用地利用集積計画の定めるところにより設定（又は移転）された利用権の存続期間（又は残存期間）の満了後も農用地の農業上の利用の

集積を図るため、引き続き農用地利用集積計画を定めるよう努めるものとする。この場合において、当該農用地利用集積計画は、現に定められている農用地利用集積計画に係る利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の30日前までに当該利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の翌日を始期とする利用権の設定（又は移転）を内容として定める。

（５）要請及び申出

- ① 農業委員会は、認定農業者で利用権の設定を受けようとする者又は利用権の設定等を行おうとする者の申出をもとに、農用地の利用権の調整を行った結果、認定農業者に対する利用権設定等の調整が調ったときは、多良木町に農用地利用集積計画を定めるべき旨を要請することができる。
- ② 多良木町の全部又は一部をその地区の全部又は一部とする土地改良区は、その地区内の土地改良法（昭和24年法律第195号）第52条第1項又は第89条の2第1項の換地計画に係る地域における農地の集団化と相まって農用地の利用の集積を図るため、利用権設定等促進事業の実施が必要であると認めるときは、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。
- ③ 農用地利用改善団体及び営農指導事業においてその組合員の行う作付地の集団化、農作業の効率化等の農用地の利用関係の改善に関する措置の推進に積極的に取り組んでいる農業協同組合は、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。
- ④ ②及び③に定める申出を行う場合において、（４）の③の規定した農用地利用集積計画の定めるところにより設定等された利用権の存続を申し出る場合には、現に設定（又は移転）されている利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の90日前までに申し出るものとする。

（６）農用地利用集積計画の作成

- ① 多良木町は、（５）の①の規定による農業委員会からの要請があった場合には、その要請の内容を尊重して農用地利用集積計画を定める。
- ② 多良木町は、（５）の②及び③の規定による農用地利用改善団体、農業協同組合、土地改良区からの申出があった場合には、その申出の内容を勘案して農用地利用集積計画を定めるものとする。
- ③ ①、②に定める場合のほか、利用権の設定等を行おうとする者又は利用権の設定等を受けようとする者の申出があり、利用権設定等の調整が調ったときは、多良木町は、農用地利用集積計画を定めることができる。
- ④ 多良木町は、農用地利用集積計画において利用権の設定等を受ける者を定めるに当たっては、利用権の設定等を受けようとする者（（１）に規定する利用権の設定等を受けるべき者の要件に該当する者に限る。）について、その者の農業経営の状況、利用権の設定等をしようとする土地及びその者の現に耕作又は養畜の事業に供している農用地の位置その他の利用条件等を総合的に勘案して、農用地の農業上の利用の集積並びに利用権の設定等を受けようとする者の農業経営の改善及び安定に資するようにする。

（７）農用地利用集積計画の内容

農用地利用集積計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- ① 利用権の設定等を受ける者の氏名又は名称及び住所

② ①に規定する者が利用権の設定等を受ける土地の所在、地番、地目及び面積

③ ①に規定する者に②に規定する土地について利用権の設定等を行う者の氏名又は名称及び住所

④ ①に規定する者が設定（又は移転）を受ける利用権の種類、内容（土地の利用目的を含む。）、始期（又は移転の時期）、存続期間（又は残存期間）、借賃及びその支払いの方法（当該利用権が農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利である場合にあっては農業の経営の委託者に帰属する損益の算出基準及び決済の方法）、利用権の条件その他利用権の設定（又は移転）に係る法律関係

⑤ ①に規定する者が農地所有適格法人以外の法人等である場合には、次に掲げる事項

ア 貸し付けられた農用地が適正に利用されていないと認められる場合には貸借を解除する旨の条件

イ その者が、賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた農用地の利用状況について、毎年、農業委員会に報告しなければならない旨

ウ その者が、賃貸借又は使用貸借による権利の設定を解除し撤退した場合の混乱を防止するための次に掲げる事項その他撤退した場合の混乱を防止するための取決め

(ア) 農用地を明け渡す際の原状回復の義務を負う者

(イ) 原状回復の費用の負担者

(ウ) 原状回復がされないときの損害賠償の取決め及び担保措置

(エ) 貸借期間の中途の契約終了時における違約金支払の取決め

⑥ ①に規定する者が移転を受ける所有権の移転の後における土地の利用目的、当該所有権の移転の時期、移転の対価及び（現物出資に伴い付与される持分を含む。）その支払（持分の付与を含む。）の方法その他所有権の移転に係る法律関係

⑦ ①に規定する者の農業経営の状況

(8) 同意

多良木町は、農用地利用集積計画の案を作成したときは、(7)の②に規定する土地ごとに(7)の①に規定する者並びに当該土地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者のすべての同意を得る。

ただし、数人の共有に係る土地について利用権（その存続期間が20年を超えないものに限る。）の設定又は移転をする場合における当該土地について所有権を有する者の同意については、当該土地について2分の1を超える共有持分を有する者の同意が得られていれば足りる。

(9) 公告

多良木町は、農業委員会の決定を経て農用地利用集積計画を定めたとき又は(5)の①の規定による農業委員会の要請の内容と一致する農用地利用集積計画を定めたときは、その旨及びその農用地利用集積計画の内容のうち(7)の①から⑥までに掲げる事項を多良木町の掲示板への掲示により公告する。

(10) 公告の効果

多良木町が(9)の規定による公告をしたときは、その公告に係る農用地利用集積計画の定めるところによって利用権が設定され（若しくは移転し）又は所有権が移転するものとする。

(11) 利用権の設定等を受けた者の責務

利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を受けた者は、その利用権の設定等に係る土地を効率的に利用するよう努めなければならない。

(12) 紛争の処理

多良木町は、利用権設定等促進事業の実施による利用権の設定等が行われた後は、借賃又は対価の支払等利用権の設定等に係る土地の利用に伴う紛争が生じたときは、当該利用権の設定等の当事者の一方又は双方の申出に基づき、その円満な解決に努める。

(13) 農用地利用集積計画の取消し等

① 多良木町長は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、(9)の規定による公告があった農用地利用集積計画の定めるところにより賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた農地所有適格法人以外の法人等に対し、相当の期限を定めて、必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

ア その者がその農用地において行う耕作又は養畜の事業により、周辺の地域における農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じているとき。

イ その者が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行っていないと認めるとき。

ウ その者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のいずれもがその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事していないと認めるとき。

② 多良木町は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画のうち当該各号に係る賃借権又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取り消すものとする。

ア (9)の規定による公告があった農用地利用集積計画の定めるところによりこれらの権利の設定を受けた農地所有適格法人以外の法人等がその農用地を適正に利用していないと認められるにもかかわらず、これらの権利を設定した者が賃貸借又は使用貸借の解除をしないとき。

イ ①の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わなかったとき。

③ 多良木町は、②の規定による取消しをしたときは、その旨及び農用地利用集積計画のうち取消しに係る事項を多良木市の公報に記載することその他所定の手段により公告する。

④ 多良木町が③の規定による公告をしたときは、②の規定による取消しに係る賃貸借又は使用貸借が解除されたものとする。

3 農地中間管理事業及び農地中間管理機構が行う特例事業に関する事項

(1) 多良木町は、県下一円を区域として農地中間管理事業及び農地中間管理機構が行う特例事業を行う中間管理機構等との連携の下に、普及啓発活動等を行うことによって農地中間管理機構等や農業協同組合が行う事業の実施の促進を図る。

(2) 多良木町、農業委員会、農業協同組合は、中間管理機構等が行う中間保有・再配分機能を生かした特例事業を促進するため、農地中間管理機構等に対し、情報の提供及び事業の協力を行うものとする。

4 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改

善事業の実施の基準に関する事項

(1) 農用地利用改善事業の実施の促進

多良木町は、地域関係農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主的努力を助長するため、地域関係農業者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進する。

(2) 区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当であると認められる区域（1～数集落を基本としつつ、土地利用の調整が大宇や校区、共同乾燥調製施設、旧町村単位で行われている場合は、当該単位）とするものとする。

なお、水田地域において施設園芸や果樹など利用形態が異なる農地がある場合など、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等から一の集落を単位とした区域を実施区域とすることが困難である場合にあっては、農用地の効率的かつ総合的な利用に支障を来さない場合に限り、集落の一部を除外した区域を実施区域とすることもやむを得ないものとする。

(3) 農用地利用改善事業の内容

農用地利用改善事業の主要な内容は、(2)に規定する区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための、作付地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び農用地の利用関係の改善に関する措置を推進するものとする。

(4) 農用地利用規程の内容

① 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- ア 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項
- イ 農用地利用改善事業の実施区域
- ウ 作付地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項
- エ 認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項
- オ 認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項
- カ その他必要な事項

② 農用地利用規程においては、①に掲げるすべての事項についての実行方を明らかにするものとする。

(5) 農用地利用規程の認定

① (2)に規定する区域をその区域とする地域関係農業者等の組織する団体で、定款又は規約及び構成員につき法第23条第1項に規定する要件を備えるものは、農業経営基盤強化促進法の基本要綱（平成24年5月31日付け24経営第564号農林水産省経営局長通知。以下「基本要綱」という。）参考様式第6-1号の認定申請書を多良木町に提出して、農用地利用規程について多良木町の認定を受けることができる。

② 多良木町は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、法第23条第1項の認定をする。

- ア 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。
- イ 農用地利用改善事業の実施区域が地域計画の区域内にあるときは、農用地利用規程の内容が当該地域計画の達成に資するものであること。

ウ 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために

適切なものであること。

エ (4)の①のエに掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること

オ 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。

③ 多良木町は、②の認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を多良木町の掲示板への提示により公告する。

④ ①から③までの規定は、農用地利用規程の変更についても準用する。

(6) 特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定

① (5)の①に規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観点から、当該団体の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う農業経営を営む法人（以下「特定農業法人」という。）又は当該団体の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体（農業経営を営む法人を除き、農業経営を営む法人となることが確実であると見込まれること、定款又は規約を有していることなど農業経営基盤強化促進法施行令（昭和55年政令第219号）第11条に掲げる要件に該当するものに限る。以下「特定農業団体」という。）を、当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程において定めることができる。

② ①の規定により定める農用地利用規程においては、(4)の①に掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。

ア 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所

イ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標

ウ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等及び農作業の委託に関する事項

エ 農地中間管理事業の利用に関する事項

③ 多良木町は、②に規定する事項が定められている農用地利用規程について(5)の①の認定の申請があった場合において、農用地利用規程の内容が(5)の②に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、(5)の①の認定をする。

ア ②のイに掲げる目標が(2)に規定する区域内の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること。

イ 申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を行いたい旨の申出があった場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地について利用権の設定等若しくは農作業の委託を受けること、又は特定農業団体が当該申出に係る農用地について農作業の委託を受けることが確実であると認められること。

④ ②で規定する事項が定められている農用地利用規程（以下「特定農用地利用規程」という。）で定められた特定農業法人は、認定農業者と、特定農用地利用規程は、法第12条第1項の認定に係る農業経営改善計画とみなす。

(7) 農用地利用改善団体の勸奨等

① (5)の②の認定を受けた団体（以下「認定団体」という。）は、当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認められるときは、その農業上の利用の程度

がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者（所有者以外に権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者）である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者（特定農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体にあつては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。）に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勧奨することができる。

② ①の勧奨は、農用地利用規程に基づき実施するものとする。

③ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。

(8) 農用地利用改善事業の指導、援助

① 多良木町は、認定団体が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう必要な指導、援助に努める。

② 多良木町は、(5)の①に規定する団体又は当該団体になろうとするものが、農用地利用改善事業の実施に関し、農業普及・振興課、農業委員会、農業協同組合、農地中間管理機構等の指導、助言を求めてきたときは、多良木町担い手育成総合支援協議会との連携を図りつつ、これらの機関・団体が一体となって総合的・重点的な支援・協力が行われるように努める。

5 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項

(1) 農作業の受委託の促進

多良木町は、次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に促進する上で必要な条件の整備を図る。

ア 農業協同組合その他農業に関する団体による農作業受委託のあっせんの促進

イ 効率的な農作業の受託事業を行う生産組織又は農家群の育成

ウ 農作業、農業機械利用の効率化等を図るため農作業受託の促進の必要性についての普及啓発

エ 農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業の受委託の組織的な促進措置との連携の強化

オ 地域及び作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託、さらには利用権の設定への移行の促進

カ 農作業の受託に伴う労賃、機械の償却等の観点からみた適正な農作業受託料金の基準の設定

(2) 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項等

農業協同組合は、農業機械銀行方式の活用、農作業受委託のあっせん窓口の開設等を通じて、農作業の受託又は委託を行おうとする者から申出があつた場合は、農作業の受委託のあっせんに努めるとともに、農作業の受託を行う農業者の組織化の推進、共同利用機械施設の整備等により、農作業受委託の促進に努めるものとする。

また、担い手が受けきれない農用地について適切に管理し、将来的に担い手に引き継ぐことが重要であるため、農作業受委託の推進に向けて、農業協同組合等の農業支援サービス事業者による農作業受託料金の情報提供の推進や、農作業受

託事業を実施する生産組織の育成、地域計画の策定に向けた協議における農作業受委託の活用の周知等を行うことにより、農作業の受委託を促進するための環境を図る。

6 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項

多良木町は、効率的かつ安定的な経営を育成するために、生産方式の高度化や経営管理の複雑化に対応した高い技術を有した人材の育成に取り組む。このため、人材育成方針を定めるとともに、意欲と能力のある者が幅広くかつ円滑に農業に参入し得るように相談機能の一層の充実、先進的な法人経営等での実践的研修、担い手としての女性の能力を十分に発揮させるための研修等を通じて経営を担う人材の育成を積極的に推進する。

なお、研修等を通じて得られた人材については、法第12条の農業経営改善計画の認定制度を積極的に活用することとし、その際、農業経営の改善を計画的に進めようとする農業者はもちろん、新たに農業経営を開始する場合で、その意欲・能力から将来経営発展が見込まれる者に対しても、制度の周知を図り、農業経営改善計画の作成に関する適切な助言・支援を行うこととする。

また、農業従事者の安定的確保を図るため、他産業に比べて遅れている農業従事の態様等の改善に取り組むこととし、家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制、ヘルパー制度の導入や、高齢者、非農家等の労働力の活用システムを整備する。

7 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項

(1) 農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携

多良木町は、1から5までに掲げた事項の推進に当たっては、農業経営基盤の強化の促進に必要な、以下の関連施策との連携に配慮するものとする。

ア 多良木町は、カントリーエレベーター、野菜集出荷施設等の農業近代化施設の利用を促進し、効率的かつ安定的な農業経営をめざす者が経営発展を図っていくうえでの条件整備を推進し、地域農業の担い手となる経営体の確保・育成を図る。

イ 多良木町は、地域水田農業ビジョンの実現に向けた積極的な取組によって、水稲作、転作を通ずる望ましい経営の育成を図ることとし、転作を契機とした地域の土地利用の見直しを通じて農用地利用の集積、連担化による効率的作業単位の形成等望ましい経営の営農展開に資するように努める。

ウ 多良木町は、地域の農業の振興に関するその他の施策を行うに当たっては、農業経営基盤強化の円滑な促進に資することとなるように配慮するものとする。

(2) 推進体制等

① 事業推進体制等

多良木町は、農業委員会、農業普及・振興課、農業協同組合、土地改良区、農用地利用改善団体、その他の関係団体と連携しつつ、農業経営基盤強化の促進方策について検討するとともに、今後10年にわたり、第1、第5で掲げた目標や第2の指標で示される効率的かつ安定的な経営の育成に資するための実現方策等について、各関係機関・団体別の行動計画を樹立する。

また、このような長期行動計画と併せて、年度別活動計画において当面行うべき対応を各関係機関・団体別に明確化し、関係者が一体となって合意の下に効率的かつ安定的な経営の育成及びこれらへの農用地利用の集積を強力に推進する。

② 農業委員会等の協力

農業委員会、農業協同組合、土地改良区及び農地中間管理 機構等は、農業経営基盤強化の円滑な実施に資することとなるよう、多良木町担い手育成総合支援協議会のもとで相互に連携を図りながら協力するように努めるものとし、多良木町は、このような協力の推進に配慮する。

8 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する事項

第1の6(2)に掲げる目標を長期的かつ計画的に達成していくため、関係機関・団体との連携のもと、次の取組を重点的に推進する。

(1) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた取組

ア 受入環境の整備

熊本県新規就農支援センターや農業普及・振興課、営農センターなどと連携しながら、就農相談会を定期的で開催し、就農希望者に対し、町内での就農に向けた情報（研修、空き家に関する情報等）の提供を行う。また、町内の農業法人や先進農家等と連携して、高校や大学等からの研修やインターンシップの受入れを行う。

イ 中長期的な取組

生徒・学生が農業に興味関心を持ち、農業が将来の進路の選択肢の一つとなるよう教育機関や教育委員会と連携しながら、各段階の取組を実施する。具体的には、生産者との交流の場を設けたり、農業体験ができる仕組みをつくることで、農業に関する知見を広められるようにする。

(2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の定着に向けた取組

ア 農業者に関する情報の共有と一貫した指導支援

多良木町が主体となって熊本県立農業大学校や農業普及・振興課、指導農業士、農業委員、指導農業士、営農センター等と連携・協力して「営農指導カルテ」を作成し、研修や営農指導の時期・内容などの収納前後のフォローアップの状況などを記入・共有品がら、巡回指導の他、年に1回は面接を行うことにより、当該青年等の営農状況を把握し、支援を効率的かつ適切に行うことができる仕組みをつくる。

イ 就農初期段階の地域全体でのサポート

新規就農者が地域内で孤立することのないよう、地域計画の作成・見直しの話し合いを通じ、地域農業の担い手として当該者を育成する体制を強化する。そのために関係機関の新規就農者交流会への参加を促すとともに、多良木町認定農業者同志会との交流の機会を設ける。また、商工会や物産館とも連携して、直売所等への出荷のためのアドバイスを行うなどして、生産物の販路の確保を支援する。

ウ 経営力の向上に向けた支援

アに掲げる「営農指導カルテ」を活用した指導に限らず、農業普及・振興課による地域直売ネットワークへの加入の仲介及び当該ネットワークの交流の促進、直売施設への出荷の促進、他産業の経営ノウハウを習得できる交流研修等の機会の提供などにより、きめ細やかな支援を実施する。

エ 青年等就農計画作成の促進及び指導と農業経営改善計画作成への誘導

青年等が就農する地域の地域計画との整合に留意しつつ、本構想に基づく青年等就農計画の作成を促し、国の支援策や県の新規就農関連事業を効果的に活用しながら経営力を高め、確実な定着へと導く。さらに、青年等就農計画の達成が見込まれる者については、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。

(3) 関係機関等の役割分担

就農に向けた情報提供及び就農相談については熊本県新規就農支援センター、技術や経営ノウハウについての習得については熊本県立農業大学校等、就農後の営農指導等フォローアップについては農業普及・振興課、農業協同組合、多良木町町認定農業者や指導農業士等、指導農業士、農地の確保については農業委員会、農地中間管理機構等、各組織が役割を分担しながら各種取組を進める。

第7 その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

附 則

- この基本構想は、平成6年12月5日から施行する。
- この基本構想は、平成14年6月28日から施行する。
- この基本構想は、平成18年8月31日から施行する。
- この基本構想は、平成22年6月11日から施行する。
- この基本構想は、平成26年9月30日から施行する。
- この基本構想は、令和4年3月15日から施行する。
- この基本構想は、令和5年9月 日から施行する。

別紙1（第6の2の（1）⑥関係）

次に掲げる者が利用権の設定等を受けた後において、旧法第18条第2項第2号に規定する土地（以下「対象土地」という。）の用途ごとにそれぞれ定める要件を備えている場合には、利用権の設定等を行うものとする。

(1) 地方公共団体（対象土地を農業上の利用を目的とする用途たる公用又は公共用に供する場合に限る。）、農業協同組合等（農地法施行令（昭和27年政令第445号）第2条第2項第1号に規定する法人をいい、当該法人が対象土地を直接又は間接の構成員の行う農業に必要な施設の用に供する場合に限る。）又は畜産公社（農地法施行令第2条第2項第3号に規定する法人をいい、当該法人が同号に規定する事業の運営に必要な施設の用に供する場合に限る。）

○ 対象土地を農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合

…旧法第18条第3項第2号イに掲げる事項

○ 対象土地を農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農業用施設用地を含む。以下同じ。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合

…その土地を効率的に利用することができることと認められること。

(2) 農業協同組合法第72条の10第1項第2号の事業を行う農事組合法人（農地所有適格法人である場合を除く。）又は生産森林組合（森林組合法（昭和53年法律第36号）第93条第2項第2号に掲げる事業を行うものに限る。）（それぞれ対象土地を農用地以外の土地としてその行う事業に供する場合に限る。）

○ 対象土地を混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合

…その土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること。

○ 対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合

…その土地を効率的に利用することができることと認められること。

(3) 土地改良法（昭和24年法律第195号）第2条第2項各号に掲げる事業（同項第6号に掲げる事業を除く。）を行う法人又は農業近代化資金融通法施行令（昭和36年政令第346号）第1条第7号若しくは第8号に掲げる法人（それぞれ対象土地を当該事業に供する場合に限る。）

○ 対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合

…その土地を効率的に利用することができることと認められること。

別紙 2 (第6の2の(2) 関係)

I 農用地(開発して農用地とすることが適当な土地を含む。)として利用するための利用権(農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。)の設定又は移転を受ける場合

① 存続期間(又は残存期間)	② 借賃の算定基準	③ 借賃の支払方法	④ 有益費の償還
<p>1 存続期間は3年・6年・10年(農業者年金制度関連の場合は10年、開発して農用地とすることが適当な土地について利用権の設定等を行う場合は、開発してその効用を發揮する上で適切と認められる期間その他利用目的に応じて適切と認められる一定の期間)とする。 ただし、利用権を設定する農用地において栽培を予定する作目の栽培期間からみて相当でないと認められる場合には、この限りではない。</p> <p>2 残存期間は、移転される利用権の残存期間とする。</p> <p>3 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により設定(又は移転)される利用権の当事者が当該利用権の存続期間(又は残存期間)の中途において解約する権利を有しない旨を定めるものとする。</p>	<p>1 農地については、農地法第52条の規定により農業委員会が提供する地域の実勢を踏まえた賃借料情勢等を十分考慮し、当該農地の生産条件等を勘案して算定する。</p> <p>2 採草放牧地については、その採草放牧地の近隣の採草放牧地の借賃の額に比準して算定し、近傍の借賃がないときは、その採草放牧地の近傍の農地について算定される借賃の額を基礎とし、当該採草放牧地の生産力、固定資産評価額等を勘案して算定する。</p> <p>3 開発して農用地とすることが適当な土地については、開発後の土地の借賃の水準、開発費用の負担区分の割合、通常の生産力を發揮するまでの期間等を総合的に勘案して算定する。</p> <p>4 借賃を金銭以外のもので定めようとする場合には、その借賃は、それを金額に換算した額が、上記1から3までの規定によって算定される額に相当するように定めるものとする。</p>	<p>1 借賃は、毎年農用地利用集積計画に定める日までに当該年に係る借賃の全額を一時に支払うものとする。</p> <p>2 1の支払いは、賃貸人の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、その他の場合は、賃貸人の住所に持参して支払うものとする。</p> <p>3 借賃を金銭以外のもので定めた場合には、原則として毎年一定の期日までに当該年に係る借賃の支払等を履行するものとする。</p>	<p>1 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定(又は移転)を受ける者は当該利用権に係る農用地を返還するに際し民法の規定により当該農用地の改良のために費やした金額その他の有益費について償還を請求する場合その他法令による権利の行使である場合を除き、当該利用権の設定者に対し名目のいかんを問わず、返還の代償を請求してはならない旨を定めるものとする。</p> <p>2 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定(又は移転)を受ける者が当該利用権に係る農用地を返還する場合において、当該農用地の改良のために費やした金額又はその時における当該農用地の改良による増価額について当該利用権の当事者間で協議が整わないときは、当事者の双方の申出に基づき多良木町が認定した額をその費やした金額又は増価額とする旨を定めるものとする。</p>

Ⅱ 混牧林地又は農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。）の設定又は移転を受ける場合

① 存続期間（又は残存期間）	② 借賃の算定基準	③ 借賃の支払方法	④ 有益費の償還
Iの①に同じ。	<p>1 混牧林地については、その混牧林地の近傍の混牧林地の借賃の額、放牧利用の形態、当事者双方の受益又は負担の程度等を総合的に勘案して算定する。</p> <p>2 農業用施設用地については、その農業用施設用地の近傍の農業用施設用地の借賃の額に比準して算定し、近傍の借賃がないときは、その農業用施設用地の近傍の用途が類似する土地の借賃の額、固定資産税評価額等を勘案して算定する。</p> <p>3 開発して農業用施設用地とすることが適当な土地については、Iの②の3と同じ。</p>	Iの③に同じ。	Iの④に同じ。

Ⅲ 農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利の設定を受ける場合

① 存続期間	② 損益の算定基準	③ 損益の決済方法	④ 有益費の償還
Iの①に同じ。	<p>1 作目等毎に、農業の経営の受託に係る販売額（共済金を含む。）から農業の経営に係る経費を控除することにより算定する。</p> <p>2 1の場合において、受託経費の算定に当たっては、農業資材費、農業機械施設の償却費、事務管理費等のほか、農作業実施者又は農業経営受託者の適正な労賃・報酬が確保されるようにするものとする。</p>	Iの③に同じ。この場合においてIの③中の「借賃」とあるのは「損益」と、「貸賃人」とあるのは「委託者（損失がある場合には、受託者という。）」と読み替えるものとする。	Iの④に同じ。

Ⅳ 所有権の移転を受ける場合

① 対価の算定基準	② 対価の支払方法	③ 所有権の移転の時期
土地の種類及び農業上の利用目的毎にそれぞれ近傍類似の土地の通常取引（農地転用のために農地を売却した者が、その農地に代わるべき農地の所有権を取得するため高額の対価により行う取引その他特殊な事情の下で行われる取引を除く。）の価額に比準して算定される額を基準とし、その生産力等を勘案して算定する。	農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに所有権の移転を受ける者が所有権の移転を行う者の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、又は所有権の移転を行う者の住所に持参して支払うものとする。	農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに対価の全部の支払いが行われたときは、当該農用地利用集積計画に定める所有権の移転の時期に所有権は移転し、対価の支払期限までに対価の全部の支払いが行われなかったときは、当該所有権の移転に係る農用地利用集積計画に基づく法律関係は失効するものとする。